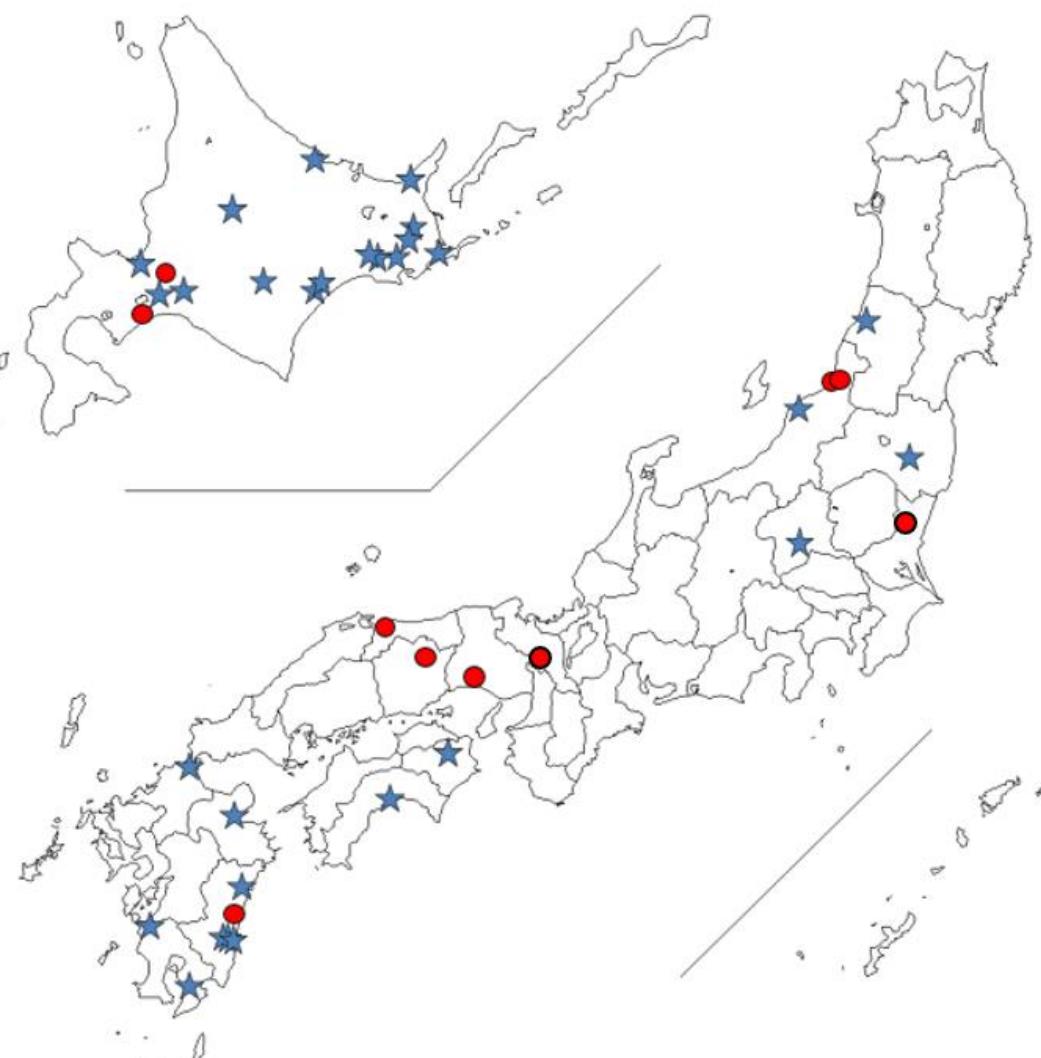


年末年始も防疫対策の徹底を！

高病原性鳥インフルエンザは10月15日に野鳥で感染確認以降、全国的に野鳥や農場での発生が続いている。11月に三川町の死亡野鳥からウイルスが検出されていることに加え、これから年末年始の時期を迎えるや物の動きが一層活発になることから、農場への病原体侵入リスクは非常に高い状況です。引き続き、農場での飼養衛生管理基準徹底をお願いします。

令和7年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥・環境試料



今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生農場では、飼養衛生管理に不備のあった事例や、農場近隣で野鳥の生息が確認された事例があります。再度以下の項目について確認し、対策を徹底してください。

1 早期発見と早期通報を徹底してください。

- ・発見及び通報の遅れは、農場内での感染拡大、周辺農場へのまん延リスクにつながります。家きんの死亡羽数が平時の2倍以上に増加した場合や、その他異状を認めた際には夜間や休日を問わず速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。
- ・大腸菌症等の疾病を疑う場合や誘導換羽中の死亡でも、即断せずに家畜保健衛生所に通報してください。

2 飼養衛生管理を徹底してください。

- ・日頃の衛生管理に加え、特に以下の5項目を徹底してください。
 - ①衛生管理区域にすべての立に入る者の手指消毒、衣服や長靴の交換を実施すること
 - ②家きん舎に立に入る際は必ず手指消毒、長靴の交換を実施すること
 - ③家きん舎やたい肥舎等の防鳥ネットは隅まで確認し、野鳥や野生動物が侵入されないよう隙間をなくすこと
 - ④低温下では消毒薬の効果が低下するため、消毒薬の濃度を高くする、加えて逆性石けん製剤の場合は消石灰や水酸化カルシウム等(0.2%)を加えるなど、適切に使用すること。
 - ⑤家きん舎で手袋を使用する場合は、可能な限り家きん舎ごとに使い捨てのものを使用し、そうでない場合は家きん舎ごとの専用の手袋を定期的に交換し、洗浄・消毒すること

3 野鳥・野生動物の侵入防止対策を実施してください。

- ・防鳥ネットの適切な設置、死鳥や廃棄卵の適切な処理をしてください。
- ・その他、農場内で野鳥が確認された場合には、誘因する要素がないか確認し、対策を講じてください。

家畜に異状が認められたら、連絡をお願いします！
庄内家畜保健衛生所 0235-68-2151
(夜間・休日は携帯に転送されます)